

送付

浜松市環境部環境政策課 浜環政第118号
令和4年12月5日

浜松陸上風力発電株式会社
代表取締役 小出 章 様

浜松市長 鈴木 康友



「(仮称)浜松陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に関する意見について(回答)

令和4年10月3日付で浜松陸上風力発電株式会社より提出された標記環境影響評価計画段階配慮書に対し、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第14条第6項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課
〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10
電話: 053-453-6146 FAX: 050-3606-4345
e-mail: kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) 浜松陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書に関する市長意見

I 全般事項**1 風力発電設備の配置等について**

今後の事業計画の検討に当たっては、浜松市風力発電ゾーニング計画（平成31年3月公表）を踏まえた上で計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、配置等を可能な限り明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。

2 最新の知見の導入について

今後の事業計画の検討に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 他の風力発電事業との関係について

事業実施想定区域及びその周辺において他の風力発電事業が計画されていることから、可能な限り情報収集を行い、想定される累積的影響の低減について考慮すること。

4 地域住民等に対する情報提供について

本事業の実施に関しては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、環境影響評価の調査結果等について、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

5 事業計画の見直しについて

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

II 個別事項**1 騒音、超低周波音及び風車の影について**

事業実施想定区域及びその周辺に住宅が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること。

2 水質について

事業実施想定区域は、地域住民が飲料水として利用する水（湧水、沢水等）の供給源に当たるため、樹林の伐採や地形の改変（以下、「開発」という。）による水質悪化、水量減少等が懸念される。また、清流といわれる下流河川の源流になる小規模な河川も多数存在し、開発により下流河川の汚濁や土砂流出が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては水源及び河川の状況を調査し、水質及び水量の保全等に配慮すること。

3 地形、地質について

- (1) 事業実施想定区域には、水源涵養保安林が含まれており、開発によって保安林の機能低下の恐れがあることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、保安林の保全に配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域には、砂防指定地等が含まれているほか、指定地以外でも地すべり等の土砂災害の恐れがある。特に、資材搬入道路として予定している天竜スーパー林道に沿った区域では、過去の崩落等の経緯から、地すべり、下流河川への土砂流出等の土砂災害への懸念を地域住民が抱いている。このため、現地測量、地域でのヒアリング等で状況を把握し、周辺に影響が生じないよう配慮すること。

4 動物、植物、生態系について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、動植物への影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の移動経路になっている。これらの鳥類に対するバードストライク等の影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

5 景観、人と自然とのふれあいの活動の場について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺では豊かな自然や景観が大きな資源となっており、風力発電設備を設置することにより、これらの景観資源や自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、フォトモンタージュ等により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- (2) 日常における景観の変化が地域住民にとって重要と考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点の他に生活の場からの眺望点を加えて、景観の変化に関する調査、予測及び評価を行うこと。

6 廃棄物等

事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、残土処理による工事中及び供用後の環境影響を適切に予測及び評価すること。